(E)　強制予備洗浄以外の貨物タンクの洗浄（その他の予備洗浄作業、最終洗浄、通風等）
15　タンクの識別記号並びに物質の名称及び分類を表示し、洗浄した時刻及び次の事項を記入すること。
.1　使用した洗浄方法
.2　洗浄剤（洗浄剤の名称及び使用量を表示すること。）
.3　使用した通風方法（通風中のファンの数を記入すること。）
16　タンク洗浄水は、
.1　海洋に排出した。
.2　受入施設に排出した。(港名を表示すること。)(注)
.3　スロップ収集タンクに移し替えた。(タンクの識別記号を表示すること。)
(F)　タンク洗浄水の海洋への排出
17　タンクの識別記号
.1　タンクの洗浄中にタンク洗浄水を排出したか。排出した場合には、排出率を表示すること。
.2　スロップ収集タンクからタンク洗浄水を排出したか。排出した場合には、排出した量及び排出率を表示すること。
18　排出の開始及び停止の時刻
19　排出中の船舶の速力
(G)　貨物タンクへのバラストの積込み
20　バラストを積み込んだタンクの識別記号
21　バラストの積込みの開始の時刻
(H)　貨物タンクからのバラスト水の排出
22　タンクの識別記号
23　バラストの排出
.1　海洋への排出
.2　受入施設への排出（港名を表示すること。)(注)
24　バラストの排出の開始及び停止の時刻
25　排出中の船舶の速力
(I)　事故その他の理由による例外的な油の排出
26　排出の時刻
27　物質の概量、名称及び分類
28　排出又は流出の状況及び一般的記述
(J)　権限を与えられた検査員による規制
29　港名を表示すること。
30　陸上に排出する場合には、タンクの識別記号並びに物質の名称及び分類を表示すること。
31　タンク、ポンプ及び管系は、空になつたか。
32　船舶の方法及び設備の手引書による予備洗浄は行われたか。
33　予備洗浄によつて生じたタンク洗浄水は、陸上に排出されたか。また、タンクは、空になつているか。
34　強制予備洗浄の免除が認められた免除
35　免除の理由
36　権限を与えられた検査員の氏名及び署名
37　検査員が所属する団体、会社及び政府機関
(K)　追加の作業方法及び記述
注　船長は、受入施設（バージ及びタンク車を含む。)の運営者から、移し替えたタンク洗浄水の量の詳細を示す受領書又は証明書であつて移替えの日時が記載されたものを受領すべきである。この受領書又は証明書は、貨物記録簿と共に保管すべきである。

船　　名……
船舶番号
又は信号符字……
国際海事機関船舶識別番号……
貨物油及びバラストに係る作業

日	符　　号 （アルファベット）	項　目 （番号）	作業の記録並びに担当職員の署名又は権限を与えられた検査員の氏名及び署名

船長の署名……

付録(1)　ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書の様式（注1）

ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約（以下「条約」という。)に基づいて、……
（国の正式名称）
政府の権限の下に、……
（条約により権限を与えられた者又は団体の名称）
が発給する。
船舶の要目
船名……
船舶番号又は信号符字……
船籍港……
総トン数……
国際海事機関船舶識別番号（注2）……